⑵　筆記試験

ア　試験地及び試験期日　試験地及び試験期日は、前記労働安全コンサルタント試験の筆記試験と同じである。

イ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試験科目	試験時間
保健衛生	1　労働衛生一般 2　労働衛生関係法令 3　健康管理	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30
労働衛生工学	1　労働衛生一般 2　労働衛生関係法令 3　労働衛生工学	10：00～12：00 13：00～14：00 14：30～16：30

⑶　口述試験　口述試験は、筆記試験に合格した者及び規則第13条の規定により筆記試験の全部を免除された者について行う。

ア　試験地及び試験期日　試験地及び試験期日は、前記労働安全コンサルタント試験の口述試験と同じである。

イ　試験の区分及び試験科目

試験の区分	試験科目
保健衛生	1　労働衛生一般 2　健康管理
労働衛生工学	1　労働衛生一般 2　労働衛生工学

3　試験における法令等の基準日（労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験に共通。以下同じ。）

解答に当たっては、平成26年４月１日（火）現在施行の法令等を前提とする。

4　受験手続

⑴　受験申請書　試験を受けようとする者（以下、「受験希望者」という。）は、コンサルタント試験受験申請書に所要事項を記入のうえ、次に掲げる書類等を添えて提出すること。

ア　写真　申請前６月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、ライカ判写真

イ　受験資格を有することを証明することができる書面

ウ　規則第４条又は第13条の規定に基づき、筆記試験の全部又は一部の免除を受けようとする者にあっては、当該免除を受ける資格を有することを証明することができる書面

⑵　受験申請書の受付期間　平成26年７月７日（月）から同年８月６日（水）まで（受験希望者のうち、筆記試験の全部の免除を受けようとする者については、平成26年11月４日（火）から同月19日（水）まで）。ただし、郵送による場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑶　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会本部　〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088

⑷　試験手数料

ア　試験手数料は、24,700円とし、試験手数料の額を公益財団法人安全衛生技術試験協会が指定する郵便局又は銀行の口座に払い込むこと。ただし、受験申請書を公益財団法人安全衛生技術試験協会本部に持参する場合に限り、試験手数料を現金で支払うことができる。

イ　受験申請書を受理した後は、試験手数料は返還しない。

5　受験票の送付　筆記試験受験票は平成26年９月下旬、口述試験受験票は同年12月下旬に公益財団法人安全衛生技術試験協会本部から受験申請者に直接送付する。

なお、試験日の20日前までに受験票が到着しなかった場合は、公益財団法人安全衛生技術試験協会本部へ連絡をすること。

6　合格者の発表

⑴　筆記試験の合格者の発表　筆記試験の合格者の発表は、平成26年12月22日（月）に行う。

⑵　口述試験の合格者の発表　口述試験の合格者の発表は、平成27年３月下旬に行う。

7　その他受験申請書等の頒布について

⑴　受験申請書及び受験申請手続の案内を平成26年６月12日（木）から同年11月19日（水）までの間、次の場所にて頒布する。

ア　公益財団法人安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センター

イ　中央労働災害防止協会の各安全衛生サービスセンター

ウ　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）

エ　一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会本部

⑵　郵便により受験申請書等の請求を行う場合は、「コンサルタント試験」と明記したメモと、205円切手を貼付した宛先明記の返信用封筒（サイズ33㎝×24㎝）を同封して、公益財団法人安全衛生技術試験協会本部又は各安全衛生技術センターに申し込むこと。

公　告

裁判事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３０１号

奈良県香芝市鎌田495番地３

債務者　金田　亨士

1　決定年月日時　平成26年５月29日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田辺　美紀

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午前10時10分

5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第９６号

北海道帯広市西25条南３丁目34番地１

債務者　戸田　勝啓

1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岩﨑　優子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５１号

三重県桑名市太一丸15番地１　ラビデンス桑名駅東301号

債務者　山下　祐司

1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　伊藤　好之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後２時

5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号

埼玉県久喜市南栗橋２丁目10番地８、住民票上の住所栃木県宇都宮市陽東４丁目７番44号

債務者　平間　一廣

1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　上田　裕

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時

5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号

長野県松本市蟻ケ崎２丁目７番８号

債務者　保坂　俊次

1　決定年月日時　平成26年５月28日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮坂　希

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午前11時

5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６号

福岡県京都郡苅田町尾倉１―６―２―106、住民票上の住所福岡県京都郡苅田町大字与原1642番地60

債務者　阿部ヒサ子

1　決定年月日時　平成26年５月29日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中尾　晴一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時５分

5　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係